

「コウノトリAssistシステム」プロダクト利用規約

本利用規約（以下「本規約」という。）には、株式会社メデタ（以下「当社」という。）が運営する不妊治療統合支援システム「コウノトリAssistシステム」（以下「本サービス」といい、理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含み、当社が別途指定する「コウノトリAssistシステム」と関連して、当社が登録ユーザーに対し提供するシステム及びサービスを含む。）の提供条件及び当社と登録ユーザー（第3条に基づいて本サービスの利用者としての登録がなされた個人又は法人を意味するものとし、以下同じ。）との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

- 1 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と登録ユーザーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、登録ユーザーと当社との間の本サービスの利用に係わる一切の關係に適用されるものとする。
- 2 本規約の内容と、その他の本規約外における本サービスの説明等が異なる場合は、本規約の規定が優先されるものとする。

第2条（定義）

本規約において、使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとする。

- (1) 「本契約」とは、本規約を契約条件として当社と登録ユーザーとの間で締結される、本サービスの利用契約を意味する。
- (2) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味する。
- (3) 「反社会的勢力等」とは、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者を意味する。
- (4) 「秘密情報」とは、本契約に基づき当社から開示された本サービス及び本ソフトウェアに関する技術上の情報を意味する。
- (5) 「本システム端末」とは、当社が所有し、当社から登録ユーザーに賃貸され、登録ユーザーの使用に供される本サービス用ディスプレイを意味する。
- (6) 「本ソフトウェア」とは、本システム端末にインストールされた本サービスを利用することを目的とするソフトウェア、それに附属するマニュアル及び関連文書の総称を意味する。
- (7) 「本保守サポート」とは、当社が提供する本サービスの保守サポートを意味する。

第3条（登録）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、本契約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」という。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができる。
- 2 法人又は団体が申込みを行う場合には、法人等からその承諾を得た従業員等が申込みを行うものとし、当該申込者が、当該申込者の所属する法人等に本規約の効果を帰属できない場合には、当該申込者にその一切の責任が発生するものとしします。
- 3 当社は、当社の定める基準に従って、前項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「登録申請者」という。）の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の登録ユーザーとしての登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了したものとする。
- 4 前項に定める登録の完了時に、本契約が登録ユーザーと当社との間に成立し、登録ユーザーは本サービスを本規約に従い利用することができる。
- 5 当社は、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 当社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記若しくは記載漏れがあった場合
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力・関与する等反社会的勢力等との何らかの交流・関与を行っている」と当社が判断した場合
 - (4) 過去当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (5) その他、登録を適当でないと当社が判断した場合

第4条（登録事項の変更）

登録ユーザーは、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとする。

第5条（パスワード及びユーザーIDの管理）

- 1 登録ユーザーは、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保有するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならない。
- 2 パスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生

じた損害に関する責任は登録ユーザーが負うものとする。

第6条（使用許諾）

- 1 当社は、登録ユーザーに対し、本規約に定める条件に従い、以下に定める場所、業務等において、本システム端末にインストールされた本ソフトウェアの非独占的な使用を許諾するとともに、本システム端末を本サービスにインターネット回線を介して接続させる方法により、本サービスの非独占的な使用を許諾する。
 - (1) 許諾場所 別途当社と登録ユーザーが合意した場所
 - (2) 許諾業務 生殖補助医療データの管理
 - (3) 使用者 登録ユーザーの役員及び従業員（派遣労働者等、登録ユーザーの指揮命令により登録ユーザーの業務に従事する者を含む。）
- 2 前項に基づく本サービス及び本ソフトウェアの使用許諾は、本保守サポートが継続されていることを条件とする。

第7条（本システム端末の設置及び接続等）

- 1 当社は、当社と登録ユーザーが別途合意した日に、以下の物品を登録ユーザーに引き渡して本サービスを使用させるものとする。
 - (1) 本ソフトウェアをインストールした本システム端末（台数は、当社と登録ユーザーの別途合意による。）
 - (2) マニュアル一式（マニュアルページをURLで共有とする場合がある。）
- 2 本システム端末の許諾場所への設置及び本システム端末の本サービスへの初回の接続は、当社又は当社が指定する第三者が行う。ただし、登録ユーザーは、本システム端末の設置及び本サービスへの接続に必要な一切の工事を事前に行うものとする。
- 3 当社は、本条に基づく本システム端末の搬入及び設置並びに本サービスへの接続を当社の営業時間内に行う。登録ユーザーの希望により営業時間外に行う場合は、登録ユーザーは別途時間外手数料を負担する。
- 4 当社は、登録ユーザーと別途合意した場合には、本サービスの利用に必要なデータの移管作業を行う。
- 5 前各号の作業（以下「初期作業」という。）の対価（以下「初期費用」という。）は、当社と登録ユーザーが別途合意して定める。
- 6 初期作業に関連して当社の債務不履行により登録ユーザーに損害が生じた場合、当社は、初期費用の額を上限として登録ユーザーに対し責任を負う。

第8条（本システム端末の運用・管理）

- 1 登録ユーザーは、本システム端末についての所有権及びいかなる処分権限も有するものではなく、本システム端末を第三者に譲渡し、抵当権その他の担保に供してはならな

い。

- 2 本システム端末の修理又は保守は、当社又は当社が指定する第三者がこれを行うこととし、登録ユーザーは、これに協力するものとする。
- 3 前項の修理及び保守の費用は当社の費用と責任でこれを行う。但し、本システム端末の不具合が登録ユーザーの故意又は過失に起因するときは登録ユーザーが費用を負担するものとする。登録ユーザーが、本システム端末に当社の書面による事前の承諾なく第三者ソフトウェアをインストールし又は附属機器を接続したことにより、本システム端末に不具合が生じた場合には、登録ユーザーの故意又は過失に起因して当該不具合が生じたものとみなす。
- 4 当社は、第2項の修理及び保守を当社の営業時間内に行う。登録ユーザーの希望により営業時間外に行う場合は、登録ユーザーは別途時間外手数料を負担する。

第9条（本サービスの運用・管理）

- 1 登録ユーザーは、本サービスを、生殖補助医療データの管理及びその付随業務にのみ利用し、その他の目的に利用してはならない。
- 2 登録ユーザーは、本サービスを利用するにあたっては、法令、行政による通達及び指示、並びに医療関係団体の定める規則を遵守する。
- 3 本サービスにおいて提供される情報及びサービス内容は当社の裁量により随時変更されることがある。この場合、当社は、登録ユーザーに対し、変更後の本サービスを利用するために必要なソフトウェア及び利用マニュアルを提供する。
- 4 本サービスの利用方法は当社の裁量により変更されることがある（クラウドサービスの変更等が挙げられるが、これに限られない。）。この場合、変更後の本サービスを利用するために必要な対応を、当社と登録ユーザーとの間で協議の上、決定するものとする。
- 5 登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾を得た場合に限り、登録ユーザーの指示により、本サービスのカスタマイズ（デザインの変更等が挙げられるが、これに限られない。）を求めることができる。

第10条（権利の帰属）

本サービス及び本ソフトウェアに関する知的財産権及びこれらに含まれるノウハウその他の情報は、全て当社に帰属するものとし、登録ユーザーは当社の書面による事前の承諾を得ない限り、これを複製若しくは改変し、又は第三者に開示してはならない。

第11条（対価）

- 1 本契約に基づく本サービス、本システム端末及び本ソフトウェアの使用の対価（以下「使用料」という。）は、当社が別途定めるとおりとする。

2 登録ユーザーは、使用料を以下の各号の支払時期到来後30日以内に、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。ただし、振込手数料は登録ユーザーの負担とする。

(1) 初期費用 本契約成立時

(2) 月額使用料 毎月末日

第12条 (秘密保持義務)

1 登録ユーザーは秘密情報について秘密を保持し、当社の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また開示目的以外に使用しない。

2 登録ユーザーは、業務上秘密情報を知る必要のある役員及び従業員以外の者に秘密情報を開示してはならない。

3 登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾を得て秘密情報を第三者又は業務上秘密情報を知る必要のある役員及び従業員に秘密情報を開示する場合には、当該第三者、役員及び従業員に対して、本契約と同様の秘密保持義務を負わせなければならない。

4 前3項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報について、登録ユーザーは秘密保持義務を負わない。

(1) 開示の時点で公知の情報

(2) 登録ユーザーが当該情報の受領時に既知であったことを証明できる情報

(3) 登録ユーザーが正当な開示権限を有する第三者から正当に入手した情報

(4) 開示後に登録ユーザーの責めによらずして公知となった情報

第13条 (債務不履行)

登録ユーザーが本契約に定める義務を履行せず、また、本契約に定める条件に違反して本サービス及び本ソフトウェアを使用したときは、当社は、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。

第14条 (確認事項)

登録ユーザーは、本契約の締結前に、当社から本サービス及び本ソフトウェアについての機能上の説明を口頭、資料又は実演により十分受けたことを確認する。登録ユーザーは、本サービス及び本ソフトウェアが登録ユーザーの意図する特定の用途に合致しないことを理由として、本契約の有効性に反する主張をなしえないものとする。

第15条 (第三者の権利主張)

1 登録ユーザーによる本サービス及び本ソフトウェアの使用に関し、第三者により、著作権その他の権利を侵害する旨の主張がなされたときは、かかる主張を受けた当事者は、相手方に対し、直ちにその内容を通知するとともに、対応を協議する。

- 2 前項の第三者による主張が当社の責に帰すべき事由による場合、当社は、自己の費用と責任をもって問題の解決にあたるものとし、登録ユーザーによる本サービス及び本ソフトウェアの使用を継続しうよう努めなければならない。

第16条（禁止事項）

- 1 登録ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはならない。
- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
 - (2) 当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
 - (5) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負担をかける行為
 - (6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (7) 当社のネットワーク又はシステム等への不正アクセス
 - (8) 本サービスの他の利用者のID又はパスワードを利用する行為
 - (9) 反社会的勢力等への利益供与
- 2 登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾を得ない限り、本サービス及び本ソフトウェア（その複製物を含む。以下本項において同じ）の全部又は一部について、以下の各号に該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはならない。
- (1) 第三者に対し、本サービス及び本ソフトウェアの譲渡、担保供与その他の処分を行うこと
 - (2) 第三者に対し、本サービス及び本ソフトウェアの使用を許諾すること
 - (3) 有償、無償を問わず第三者に本サービス及び本ソフトウェアを貸与その他の方法で使用させること
 - (4) 本サービス及び本ソフトウェアに関するアイデア、コンセプト、ノウハウ又は技術上の機密を第三者に開示すること
 - (5) 本サービス及び本ソフトウェアを複製、改変又は翻案すること
 - (6) 目的及び方法の如何を問わず、本サービス及び本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブルその他リバース・エンジニアリングを行うこと
 - (7) 本サービス及び本ソフトウェアに付された当社が著作者又は著作権者である旨の表示を改変又は消去すること

第17条（本サービスの停止等）

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとする。

- (1) 本サービスに関するコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等による本サービスの運営ができなくなった場合
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、本サービスの全部又は一部の提供の停止又は中断によって、登録ユーザーが損害を被った場合であっても、賠償責任を負わないものとする。

第18条（免責・非保証）

- 1 当社は、本サービス及び本ソフトウェアに関する一切の品質（本契約の内容に適合しないもの（直ちに発見できない不適合を含む。）を含むが、これに限られない。）に関する責任を負担しない。
- 2 登録ユーザーによる本サービス及び本ソフトウェアの使用に起因又は関連して登録ユーザー又は登録ユーザーの患者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、かかる損害について当社は一切責任を負わないものとする。
- 3 当社は、本サービスが登録ユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、登録ユーザーによる本サービスの利用が登録ユーザーに適用のある法令、ガイドライン又は業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではない。
- 4 本規約に明示的に規定する場合を除き、本サービスに関連して登録ユーザーと第三者（他の登録ユーザーを含む。）との間において生じた取引、連絡、紛争等については、登録ユーザーが自己の責任によって解決するものとする。
- 5 当社は、本サービスに関して登録ユーザーが被った損害につき、その法的事由を問わず、当該損害の発生事由が生じた日から遡って直近6ヶ月間に登録ユーザーが実際に当社に支払った月額使用料の合計金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとする。

第19条（本サービスの内容の変更、終了）

- 1 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができるものとする。
- 2 当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は登録ユーザーに事前に通知するものとする。
- 3 当社は、本サービスの提供の終了により、登録ユーザーが損害を被った場合であって

も、賠償責任を負わないものとする。

第20条（地位等の譲渡禁止）

登録ユーザーは、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく一切の権利義務を何人にも譲渡し又は担保に供してはならない。

第21条（反社会的勢力の排除）

- 1 登録ユーザーは、当社に対し、本契約締結時において、自ら（法人の場合は、代表者、役員及び実質的に経営を支配する者。）反社会的勢力等に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 登録ユーザーが前項の確約に反する事実が判明したとき、当社は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により、当社が本契約を解除した場合には、当社はこれによる登録ユーザーの損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第2項の規定により、当社が本契約を解除した場合であっても、当社から登録ユーザーに対する損害賠償請求を妨げない。

第22条（侵害の排除）

登録ユーザーは、第三者が本サービス及び本ソフトウェアに関する当社の権利を侵害し又は侵害するおそれがあることを知ったときは、直ちにその旨を当社に通知し、侵害の排除又は予防のために当社に協力するものとする。

第23条（情報の取扱い及び加工）

- 1 登録ユーザーは、登録ユーザーが当社に開示し又は本サービスが稼働するサーバにアップロードした、個人情報が含まれるデータ（以下「本件センシティブデータ」という。）について、当社に対し、以下の目的で取り扱いを委託する。
 - (1) 本サービスの提供
 - (2) 本件センシティブデータの活用のための匿名加工及び統計化等の非個人情報への加工（以下、これらの加工がなされた情報を含むデータを「本件加工データ」という。）
 - (3) その他前各号に付帯関連する目的
- 2 当社は、登録ユーザーから受領した本件センシティブデータを本件加工データに加工する。登録ユーザーは、当社により加工されたデータに個人情報が含まれていないことを確認し、本件加工データを当社に提供する。
- 3 登録ユーザーは、当社に対し、本サービスの提供及び改善のために必要な情報として、当社が求めたデータ、資料等（以下「対象情報」という。）の提供を行う。対象情報には、以下の情報が含まれるが、これに限られない。

- (1) 生殖補助医療に関する統計データ
 - (2) 医師、培養士等からの本サービスに関するフィードバック
 - (3) 登録ユーザーが運営する医療機関内のネットワーク構成
 - (4) その他当社及び登録ユーザーが合意した全ての情報
- 4 登録ユーザーは、当社に対し、本件センシティブデータ、本件加工データ及び対象情報を当社に開示又は提供することについて、正当な権限があること及びかかる提供が法令に違反するものではないことを表明し保証する。
- 5 登録ユーザーは、登録ユーザーが知る限り、登録ユーザーが当社に提供した情報が正確性を有することを保証する。
- 6 当社は、本件センシティブデータを、本契約終了後は当社が管理するクラウド上から遅滞なく削除しなければならない。
- 7 当社は、本件加工データ及び対象情報を、法律の範囲内において、本契約の終了の前後にかかわらず、本サービス及びその他当社が提供しうるサービスの品質向上のために利用することができる。
- 8 当社は、登録ユーザーから開示を受けた情報を善良な管理者の注意をもって管理、保管しなければならない。当社は、登録ユーザーの事前の書面等による承諾を得ずに、対象情報を第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。ただし、本契約に基づき当社が負う業務の一部を再委託する場合には、当該再委託先に、再委託する業務に必要な範囲で対象情報を開示することができる。
- 9 当社は、登録ユーザーから開示を受けた情報を本サービスの提供のために知る必要のある自己の役員、従業員及び本契約に従い再委託を行った場合の再委託先に限り開示等するものとし、開示等に当たっては、本条に基づき当社が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員、従業員及び再委託先に課さなければならない。
- 10 前2項の定めにかかわらず、当社は、以下のア乃至ウのそれぞれに定める場合、対象情報を開示等することができる。
- (1) 法令の定めに基づき開示等すべき場合
 - (2) 裁判所の命令、監督官公庁又はその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合
 - (3) 当社が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合
- 11 当社は、本契約終了後、当社が本条に基づき取得した個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む）が不要になった場合には、登録ユーザーの指示に従い、登録ユーザーに返還するか、消去又は廃棄するものとする。但し、登録ユーザーが別に指示したときは、その指示に従うものとし、登録ユーザーが希望した場合には、取得個人情報の返還、消去又は廃棄に関し当社指定の様式による証明書を発行するものとする。

第24条（再委託）

- 1 当社は、本契約に基づき当社が行う業務の一部を当社以外の第三者に委託することができる。この場合において、当社は、当該委託業務を遂行する能力を持つ者を、責任を持って選定することとする。
- 2 当社は、前項の規定により当社から委託を受けた者に対し、本条により当社が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとする。

第25条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から3年とする。但し、期間満了1か月前までに当社又は登録ユーザーいずれからも異議の申し出がないときは、さらに1年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

第26条（存続条項）

本契約の終了後についても、第5条（パスワード及びユーザーIDの管理）第2項、第10条（権利帰属）、第12条（秘密保持義務）、第14条（確認事項）、第17条（本サービスの停止等）第2項、第18条（免責・非保証）、第19条（本サービスの内容の変更、終了）第3項、第23条（情報の取扱い及び加工）、本条、第27条（解除）第2項、第28条（契約終了後の措置）、第29条（個人情報の取得）、第33条（分離可能性）及び第34条（準拠法・合意管轄）については、引き続き効力を有するものとする。

第27条（解除）

- 1 当社は、登録ユーザーが次の各号の一つにでも該当した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約のいずれかの条項に違反したとき
 - (2) 支払停止又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所から不渡処分又は取引停止処分を受けたとき
 - (4) 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
 - (5) 営業の廃止、営業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会社の解散を決議したとき
 - (6) 財産状態が著しく悪化する等の事由により、登録ユーザーによる本契約の履行が困難であると当社が判断したとき
- 2 前項に基づいて本契約が解除された場合、登録ユーザーは当社に対し、既に支払った使用料の返還を求めることができないものとする。

第28条（契約終了後の措置）

本契約が解除され又は終了した場合、本契約期間の満了その他終了原因のいかんを問わ

ず、登録ユーザーは直ちに本サービス及び本ソフトウェアの使用を中止し、本契約終了日から10日以内に当社から納入を受けた本システム端末、本ソフトウェア及びその他の資料一切を当社に返還しなければならない。

第29条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義を生じたときは、当社登録ユーザー協議の上解決するものとする。

第30条（本規約等の変更）

- 1 当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更することができるものとする。
- 2 本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上で掲示その他の適切な方法により周知し、又は登録ユーザーに通知する。
- 3 法令上登録ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で登録ユーザーの同意を得るものとする。
- 4 第23条（有効期間）により登録ユーザーが本契約を更新した場合又は本規約の変更後に登録ユーザーが本サービスを利用した場合には、前項における同意があったものとみなします。

第31条（連絡・通知）

- 1 本サービスに関する問い合わせその他登録ユーザーから当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から登録ユーザーに対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとする。
- 2 当社が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、登録ユーザーは当該連絡又は通知を受領したものとみなす。

第32条（規定外事項）

本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義を生じた事項については、当社登録ユーザー両者が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

第33条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

第34条（準拠法・合意管轄）

- 1 本規約及び本契約の準拠法は日本法とする。

2 本規約又は本契約に関連する当社登録ユーザー間の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【2024年1月1日 制定】